

原胤昭の生涯とその事業

—児童虐待防止事業を中心として—

片岡優子*

はじめに

原胤昭（1853–1942）は我が国における監獄改良・出獄人保護事業の先駆者である。原は1853（嘉永6）年江戸町奉行所与力の家に生まれ、明治維新後東京府職員となるが、69（明治2）年に辞職する。74年に東京第一長老教会で受洗し、日本初のキリスト教書出版社十字屋を開業した。83年に自由民権運動に関連する筆禍事件により収監された原は、矯正の効果の無い非衛生的な獄中でチフスに罹患し、九死に一生を得た。この体験に基づいて、監獄改良を志し出獄人保護事業に献身することを決意した。84年7月から兵庫仮留監、88年4月より釧路集治監、及び92年12月から樺戸集治監において、我が国初のキリスト教常勤教誨師として活躍し、その後97年初めに東京出獄人保護所を開設した。また、1908年に中央慈善協会幹事に就任、雑誌『慈善』の編集にも携わる。09年に児童虐待防止事業に着手し、14年には小住宅事業を行うなど、生涯にわたって幅広い事業を展開した。

上記のように1884年に兵庫仮留監の教誨師となった原は、受刑者らが犯罪者となった理由を明らかにするために、個人教誨を通して個々の受刑者の成育歴を調査し、「犯罪人原因調査表」を作成していた。釧路集治監に転勤した原は、92年に「孤児育養一斑」（原1892）を『基督教新聞』に投稿し、受刑者の中には孤児であった者が少なくないが、彼らは孤児であったから犯罪者となったのではなく、その養育方法が不適切

であったために犯罪者となったことを論じている。その後原が児童の保護に携わることになった契機は、99年に岡山孤児院東京地方委員として要保護児童の救護¹⁾に取り組んだことであった。加えて、原は1909年に著書『母と子』（原1909d）を刊行するとともに、子どもの養育をテーマとする講演活動も行った。さらに鈴木文治が結成した浮浪人研究会に参加した原は11年より検事や警視庁の委託を受けて浮浪児・者の保護を手掛けていく。ゆえに、原の児童保護活動には、岡山孤児院東京地方委員としての活動、児童虐待防止事業、及び浮浪児・者の保護、及び『母と子』の執筆等の啓発活動が含まれることになる。

本稿は、原の児童保護活動の一環として行われた児童虐待防止事業の内容とその意義や後世に与えた影響を究明することを目的とする。そのため、本稿の研究対象期間を、原が児童虐待防止事業を開始した1909年6月から、児童虐待防止法²⁾が交付・施行される1933年までとする。

原胤昭の児童虐待防止事業に関しては、「わが国で最初に児童虐待を取り上げたのは、免囚保護で知られる原胤昭である」（炭谷・齋藤1994：18）と記されているように、明治期以降の児童虐待への対応の歴史を明らかにする過程で日本における被虐待児保護の先駆的取組として言及されることが少なくない。先行研究としては、齋藤（1994）、船越（1995）、池田・矢花（2002）、池田（2002）等があり、さらに下西（2005）及び下西（2006）においても「児童虐待への最初の取り組み」（下西2005：4）として論じられている。

キーワード：原胤昭、児童虐待防止事業、児童福祉

*関西学院大学大学院奨励研究員

1) 原胤昭の岡山孤児院東京地方委員としての活動に関しては片岡（2008）を参照願う。

2) 本稿で取り上げる児童虐待防止法とは昭和八年四月一日法律第四十号のことをいう。

とりわけ齋藤(1994)は原胤昭の児童虐待防止事業を最初に取り上げ、『児童虐待防止協会』をその設立者原胤昭とともに紹介(齋藤1994:5)することを目的とした論文であるため、これらの先行研究に少なからぬ影響を与えた。齋藤(1994)によって明らかになったことは、①1909年に原胤昭が「児童虐待防止協会」を設立し、②「原は神に義侠心を抱き、『相済まぬ』と被虐待児の保護に心血を注」(齋藤1994:9)いだこと、③「原胤昭が主宰する『児童虐待防止協会』は八〇数件の事件を扱いながら、結局一年間が経ったところで閉鎖」(齋藤1994:10)され、特に「原は法制度の整わないなかで事業として取り組んでも中途半端にしかできないとみるや『児童虐待防止協会』を閉鎖し、個人的に被虐待児を保護するにとどめ」(齋藤1994:11)、④原の取組は「どちらかといえば、虐待を受けている子どもが可哀相であることよりも、被虐待児が社会に望ましい大人にならないことの方に問題意識の焦点が置かれた」(齋藤1994:11)こと等である。

しかしながら、原の児童虐待防止事業は、「児童虐待防止協会」というような組織を設立せず、原胤昭個人と「家族の余力」のみで行われ(1909a:45)、1909年6月に被虐待児Aを保護した「経験によって、愈よ児童虐待防止事業を創めて、公益の一助としたい」(1909b:94)、あるいは「あはれなる児童を救助せん」(1909b:94)ために開始され、しかも原は同事業の成果を1914年まで毎年公表している。このようにこれまでの先行研究は限定された史資料に基づいて論述されたために事実誤認が少なくない。それゆえ原の児童虐待防止事業の全容を明らかにするために、これまでの先行研究で取り上げられなかった史資料を含め、当時の新聞雑誌記事等現在渉猟の及ぶ限りの原史料を活用していくことにする。なお、本稿を作成する際に活用する史料には不適切な表現が散見されるが、引用にあたっては原文のとおり表記とする。

1. 児童虐待防止事業の創設

1909年6月、原は新聞に載った実子虐待の記事を看過できず、また、犯罪者の中には子どもの頃

に被虐待児であった者が少なくないという事実を鑑み、児童虐待防止事業に着手することにした。原が1909年に雑誌に投稿した児童虐待防止事業に関連する論文には、原(1909a)、原(1909b)、原(1909c)があるが、これまでの先行研究において、原(1909a)、原(1909b)は全く活用されていない。それゆえこれら3つの文献に基づいて原の児童虐待防止事業の創始を明らかにしていきたい。

(1) 「幼児虐待防止事業を企つ」(原1909a)

原(1909a)は『監獄協会雑誌』に掲載され、主に監獄官吏向けに児童虐待防止事業を開始したことを紹介した文献である。原(1909a:45)はその冒頭で次のように述べている。

私は微力で多忙の身であります但不図した動機から児童虐待防止事件を営むことになりました、併し之は慈善会としてするのではなく多方の力を得てするのではなく唯私一己と家族の余力で経営したいと思ひます勿論此事業は経験を基として行はねばならぬのでありますから今一人の救護に任して居る此経験を首途として追ては処理方法に就て大方の協議を請ふ場合もありまじやう、斯くして不良少年とか犯罪の分子とか口癖のように嘯される者の境遇を改良し若くは危地より救ひ出したいと思ふのであります。

ここで述べているように、原は児童虐待防止事業を原胤昭本人とその家族の余力だけで行うこととし、児童虐待防止協会という組織を設立していない。加えて、原は保護した子どもの経過を公表することによって、広く一般の指導を仰ぎつつ、不適切な養育環境にいる子どもの境遇を改善する、あるいは窮地にいる子どもを救い出したと思っていたのである。

また原の述べる「不図した動機」とは次のような事情であった。1909年6月22日の朝、深刻な身体的虐待を受けた被虐待児Aに関する新聞記事を見た原は、所轄の警察署を訪れ、署長から話を聞き、午前10時に被害児宅を訪問した。原は子どもの両親から事情を聞き、「それはともかく斯様に警察署の審問まで受けるようになってみれば無論後悔されたであろうが、かうなると子供の方に

も反抗もあり互に感情の衝突もあろうから、昨日の今日と俄かに温かに待遇することもできまいから、暫く私に預けておかないか双方感情のやはらぐまで預からう」(原1909a:46)と提案したところ、子どもの両親は「存外素直に承知して呉れたので、それぞれ関係者と交渉して、其夜すぐ子供を私の宅へ引取った」(原1909a:46)のである。ここで原が「関係者との交渉」をしたと述べているのは、所轄の警察署及び裁判所の了解を得たという意味である。

そして原は「尚引取後一週日の間之に就て経験したこと杯は雑誌婦人世界第四卷第九号に掲載して居りますから御覧ください」(原1909a:46)と述べているため、『婦人世界』に掲載された原(1909b)を以下に見ていくことにする。

(2)「実母に虐待されし幼児を保護したる私の苦心」(原1909b)

原(1909b)は、原が心身ともに傷ついた被虐待児Aを自宅に預かって養護していく様子が記されているため、保護の実際や被虐待児の回復過程の一例を知ることのできる貴重な文献であるといえる。

前述のように、原はAを自宅に連れ帰り、実子同様に養育した。保護した時点でAは「全身悉く火傷と疵だらけ」(原1909b:90)であった。原はAを抱いて二度裁判所に行き、裁判所嘱託医の鑑定診察を受けさせた。幸いAには病気がなく、保護して「一週間目には、臀部の大火傷一ヶ所だけで、あとは悉く全快」(原1909b:90)した。また、Aの精神面の回復も早く、それに関して原(1909b:92)は「疲労萎縮して、殆んど無感覚無知覚になってゐた児童が、わづか五日目には、ほとんど常に復して、私どもを親の如く慕ひ、愛護者として懐いたとしてみれば、児童裸育の途もまた趣味多きこと」と述べている。原とその家族はAとともに生活をし、Aは徐々に心身ともに回復を遂げていったのである。

さらに、原(1909b:94)は論文の結びにあたり、「児童虐待防止事業を企つ」と小見出しをつけて次のように論じている。

私は、この経験によって、愈よ児童虐待防止事業を創めて、公益の一助としたいと思ひ

ます。その処理や方法は、識者の協議を請うて他日詳らかにしませう。しかし、私は、これを一つの慈善会として組織せず、ただ私と私の家族の余力で、個人事業として始めたいと思ひます。もし今後、東京府管内に児童虐待事故があったならば、お知らせ願ひたい。匿名でもよろしい。郵便先払でも、電話でも、便宜に従つてお知らせ下されたい。そして、あはれなる児童を救助せられんこと望みます。

この後に原の住所と電話番号が記されている。

原は同稿を『婦人世界』に掲載することで、児童虐待の実態を知らせるとともに、もしも児童虐待と思われる事態を見聞したら、原のもとへ通報するよう依頼した。それは言うまでもなく、被虐待児を逸早く救護したいとの一念からであった。さらにここで原(1909b:94)はAを自宅に保護し実子同様の生活をさせた結果、心身の健康を徐々に取り戻した「経験によって、愈よ児童虐待防止事業を創めて、公益の一助としたい」と述べているため、単なる義侠心だけで事業を開始したのではないことは明白である。

(3)「児童虐待防止事業」(原1909c)

原(1909c)は雑誌『慈善』に掲載された。同稿は中央慈善協会常務幹事としての立場で書かれ、犯罪者を減少させ犯罪を撲滅すべきだという建前に基づいて論じられているため、原の本音が十分に語られていないが、原が児童虐待防止事業を開始した当初の保護内容が詳細に記されているため、その内容を見ていくことにする。

まず、原(1909c:69)は、児童虐待防止事業の「創設の由来」に関して、「犯罪人の卵子、犯罪の子種である被虐待児童を救護し加害を防止する事業を必要と認め、所謂事前の慈善は、茲に在ると思つて居りました」、さらに「私の保護した出獄人中にも段々此種の経歴者を見た事であった、夫故に大犯罪人を未発に防遏するためには、此の防止事業の設立なからねばならぬ事と認めて居りました」と述べている。原は1883年より開始した出獄人保護事業において、幼少時に虐待を受けて家出をし、生きていくために盗みを働き、それが長じて犯罪者となった人々を多数保護していた。加えて原が保護した人々の中にはかつて孤児

であった者が少なくなかった。原は、彼らが犯罪者となったのは孤児であったからではなく、不適切な養育環境で育てられたことが原因であると考えていた。それゆえ原はすべての子どもが適切な環境で養育されるために「被虐待児童を救護し加害を防止する」(原1909c:69)事業が必要だと認めて児童虐待防止事業を開始したのである。

原(1909c:70)は「設立の動機」について「欧米の社会事業に此の名を聞くこと年既に久しかりしも我国には未だ之れ無く」、「折柄六月下旬新聞紙上に顕はれ大に世人の注意を引きたる実子虐待の惨事は私の宿意を動かし終に着手するの機会を与へられた」と述べている。この「実子虐待の惨事」とは原(1909a)及び原(1909b)で紹介された被虐待児Aのことである。原はAの被害状況を説明し、「爾來私の手許で育養して居りますが至って機嫌克く育って」(原1909c:72)いることを報告している。さらに原(1909c:73)は被虐待児保護の「取扱い手続」について次のように述べている。

本事業の存在を普く人に知らせ何人でも被害児童を見たならば匿名でよろしい報知させたいのであるが、まだ広告も更に行届かず殆ど世人は知らないのである、併し着手後僅々三ヶ月程の事ではあつたが取扱ふた事件は二十一ありました。被害事件を知得した事由は匿名者の通報により三 著名者の通報により四 新聞記事により九 各警察署より四 地方裁判所検事より一 裁判所警察署は加害者の処分を了したるも被害児の救護及免訴となりし加害者の改心監視につき補助事業を要し托されたるもの之に由て見るも本事業の設立は極めて必要の機関なることを思はるゝのでございます。

原は、児童虐待防止事業を開始してから3ヶ月間で21件の介入を行い、そのうちの5件は警察官や検事からの依頼で保護を行った。警察や裁判所からの依頼により保護を行うことになったのは原の出獄人保護事業の実績に対する信頼に基づくものであり、同事業の一貫として被虐待児の保護を委託されたということである。

また「被害児の状況」について原(1909c:73-74)は「取扱件数の内六件は内探中なるが既

に着手したる十五件」は「年齢別に、三才2 四才4 六才3 八才3 十才1 十一才1 十二才1」であり、加えて「加害者との関係」は「生父3 生父母1 継父3 雇主婦1 生母2 伯父母1 継母4(実子6 継子7 姪1 雇女1)」で、さらに「被害の転末」は「殴打5 灸傷2 殴打灸傷3 殴打火傷減食2 殴打火傷水責め2(四肢を絞て雨に叩かせ又は川水に浸す) 殴打火傷灸責め1(蚊多き深川の貧民窟にて四肢を縛り丸裸にして蚊帳の外に転がし全身に蚊を群集せしめ刺させたもの)」であったと述べている。

原(1909c:74)は「救護の状況」について「蚊責めに会ひたる児童(三才)は虫害悉く疥癬となり苦悩衰弱により三井慈善病院の治療を受けさせました、加害者(継父)の所刑(懲役二年)により稼人を失ひ活路に究した生母の妊娠産月の者と同じ被害児童(六才)の長男とは病氣全快郷里近親の許に。外に実親を呼び寄せ帰したると都合、郷里送還3人 育児事業に托したる者3人 感化のため慈善学校に托したる者1人 加害者に警告を与へ育養監視中の者7人 当保護所に育養中の者1人」と論じている。このうち「当保護所に育養中の者1人」とは被虐待児Aのことである。

さらに原(1909c:75)は「警告の一例」として次のように述べている。「匿名者より知得したる者は先づ附近を内偵し事実を確めたる上にて訪問」していた。加害者に対しては「警告を与へ今後不法の行動あれば予自ら告訴して受刑せしむると厳然と申告し」、「示来再三訪問して監視して」いた。すなわち原は匿名の通報に対しては事実を慎重に確認した。被害が確認された場合は、保護責任者に対して毅然とした態度で臨み、適切な養育が実施されるよう訪問指導を続けていたのである。

また、その一方で保護しなければならなかった子どもの養育に関して原(1909c:72)は「本事業は育児事業でございませぬから収容して育養せねばならぬ児童は孤児院等に托して育養して貰ふ考で既に岡山孤児院に東京育成園に東京市養育院安房分院に一人づゝ育養」されていると述べている。しかし、委託先には孤児院だけでなく、里親家庭もあった。前述のように、被虐待児Aは、深刻な身体的虐待を受けて全身に傷を負い、特に

臀部の火傷は重度で精神的にも過度のダメージを受けていた。さらに、母親が傷害罪で服役し、Aを家庭に帰すことができなかつたため、原は施設ではなく、里親に養育を委託した。原はできる限りその子どもにとって最良と思われる養育方法を選択していたのである。

そして原（1909c：75-76）は「各地方に本事業の設立を望む」として次のように述べている。

本事業の存在は有形無形に効果ありと認めます、事実に対つて見ましたのに、適ま虐待惨事ありて近隣者は口々に噂さこそすれ自ら立て申告者とはなり得ません、又警察側からは加害の程度進んで犯罪行為とならねば着手せず、つまり被害児童は極点の苦痛を受けねば救助さるゝ道なしと云ふ有様なのである、こゝに匿名にても内報するの道ある事が広く世間に理解せられ、近隣何人によって内報さるゝや計らねば加害者も側の諫告者にも大なる警戒となるにより之れを防止する無形の効果となるは甚大なるべく思はれます、故に各地に本事業の設立を望む次第でございます。

原が3ヶ月間にわたって被虐待児の保護を行った結果判明したことは、一般の人々は虐待の徴候を察知しても面倒な関わりを避けるために容易に通報せず、虐待が犯罪とならなければ警察は介入しないため、被虐待児は致命的な重傷を負わなければ救助されないという悲惨な現実であった。そのため、匿名でかまわないから早く通報してほしい、通報そのものが加害者への警告となると述べている。その上で原は全国各地に児童虐待防止事業が設立されることを文末で再度訴えているのである。

2. 「年報」に見る1909年から1913年までの原の児童虐待防止事業

ここでは、原が1910年から1914年までに保護成績を発行した「東京出獄人保護第十三年報」³⁾（以

下「13年報」と略記する）、「14年報」、「15年報」、「16年報」及び「17年報」に基づいて、児童虐待防止事業の実態を明らかにする。ちなみに「12年報」以前及び「18年報」以降は被虐待児保護に関する記載は無い。

原は「13年報」（原1910：62）で1909年末までの被虐待児保護の状況を次のように述べている。

七月以降着手したる状況 救護児童 25人（男11 女14）年齢最少1歳最多14歳 加害者は貰ひ子の義父母、継父母、最も多く中に実父母ありたり 被害状況は水責め火責め蚊責め火傷灸傷殴打減食等あり 救護状況は種々ありたるも就中当所より散布したる広告紙に基き被害児童の付近者より匿名にて内報されたるものには真に瀕死の危地より救済したる快事あり、更に詳報を公にして此種児童保護事業の参考に供せんと欲す。

ここで原が述べているように、1909年6月に被虐待児の保護を開始してから同年末までに25名を救護した。短文の報告であるが、身体的暴力やネグレクトによる被害状況の残酷さを端的に伝えている。また、児童虐待の通報を呼びかける広告紙を配布していた効果が現れ、匿名の通報があり、瀕死の危機から救護した件を不幸中の幸いとしている。

「14年報」（原1911：48）には被虐待児保護について次のような記載がある。

左に本事業の余力試みたる児童虐待防止事業の概況を報ず 自42年7月至43年末 救護児童総員53人（男19、女34）年齢最少生後8月 最長13年 虐待の原因 貰ひ子14 継子厄介子23 加害者の邪悪 3 里預けの戻り 2 悪癖矯正のため 4 白痴を矯正 1 貧困のため 6 救護現況 休養 7 当保護所 1 東京育成園 1 福田会 1 岡山孤児院 1 婦人育児会 1 養育院 2 安全なる育養に復したるもの10 死亡したるもの3 警告を与へ育養を監視しつゝあるもの30

3) 原は1897年1月に東京出獄人保護所を創立した。同保護所の創立以来、社会一般や事業への寄付者及び支援者に対する説明責任を果たすために、原は定期的に「年報」を発行して保護成績や会計報告等を新聞や雑誌に公表していた。その保護成績等の公表は、例えば「東京出獄人保護第十三年報」（原1910）のように行われていたため、ここでは「13年報」と略記してその内容を見ていくことにする。

監視中一家の所在不明となりしもの3（中略）窮民の生活難は最愛の実子をさへ虐待するの惨事あり、前掲数字の児童中には実に瀕死の境涯より救拯したるものあり、予等今更の如く救護機関の緊要を覚り層一層奮励救護の業を尽し可憐なる同胞をして聖代の恩に浴せしめんと欲す。希くは大方の志士眷顧垂仁之れに援助を与へられんことを。

前年の年報と比較すると1910年中に保護した人数は28人であることがわかる。原は貧困ゆえに実子を虐待するケースもあったことを報告している。53人中「安全なる育養に復したるもの」10名は幸いであるが、その一方で死亡者が3名というのが悲痛である。

「15年報」（原1912a：76-77）には次のように記されている。

被虐待児童保護64人自42年7月至44年末
年齢最少生後一ヶ月 最長十三年 保護成績
保護養育9 当保護所に1 上毛孤児1 養
育院1 安房分院1 岡山孤児院1 大阪博
愛社2 福田会1 豊橋育児院1 安全なる
養育に帰着せしめたるもの24 死亡したるもの4
警告を与へ育養を監視しつゝあるもの20
監視中一家の所在不明となりしもの7

この「15年報」によると、1911年中に保護した人数は9人ということになる。養育を委託した施設は東京近郊だけではなく、大阪や豊橋にも及んでいる。また、「警告を与へ育養を監視しつゝあるもの20」名に対して、原は定期的に家庭訪問を実施していた。原は虐待の程度により、被虐待児を養育者から分離する場合もあれば、親に対して継続的に指導を行うこともあった。しかし、当該家族が所在不明となることもあり、個人事業としての限界も感じられる。

「16年報」に相当する原（1913：17）には次のような記載がある。

被虐待児童被保護者67人（自42年5月至大正元年末日）年齢 最少生後1ヶ月 最長13年 保護成績保護養育中のもの 男7 女4 計11 内（上毛孤児院2、東京養育院2、同安房分院1、岡山孤児院1、大阪博愛社1、福田会1、豊橋育児院3、完全なる養育に帰着せしめたるもの男10 女14 計24 死亡し

たるもの男2 女3 計5 警告を与へ養育を監視しつゝある者男7 女11 計18 監視中養育者の所在不明となりし者男4 女5 計9

この「16年報」において新規被保護児は3名であるが、前年の報告と比較して死亡者が1名と監視中養育者の所在不明が2名増加しているため、本年度は残念な結果であったといえる。

「17年報」に相当する原（1914：17）には「自明治16年の試業至大正2年末31年間」に「被虐待児童71」で1913年の新規被保護者のうち「4人は被虐待児童 2救護中、1は監視、1は死亡」と記されている。「年報」に記載された被虐待児の保護に関する報告はこの「17年報」が最後である。その後も少数であったが、原は被虐待児の保護を続けており、それについては次項で述べることにする。以上のように「年報」において報告された1909年から1913年までの「被虐待児童被保護者」は71名であった。

3. 1922年以降の原の文献を中心として

(1) 「児童虐待防止事業最初の試み」（原1922a）及び「児童虐待防止事業最初の試み」（原1922b）

原は被虐待児の保護に関する報告を1914年まで行っていたが、翌15年から21年までは該当する文献が見当たらない。その後1922年に、原（1922a）が『社会事業』、原（1922b）が『廓清』にそれぞれ掲載された。

まず原（1922a）を見ていくことにする。1922年に虐待され殺されて川に遺棄された被虐待児Bのことが新聞に載り、原は近年虐待に関する通報を呼びかける旨の宣伝をしていなかった自分の罪であると思い、救世軍の山室軍平に相談したところ、山室は既に被虐待児Bの件に関する調査を行っていた。さらに、この件に介入することを契機として、救世軍は本営内に児童虐待防止部を設けて事業を開始することにした。そのため、原は救世軍への虐待の通報を願うとともに、全国に涉って被虐待児が保護される機関が設置されることを論じているのである。

次いで原は同論文の中で、自らの被虐待児保護

事業の状況を報告し、1909年以来発見した虐待数は百十数件でそのうち実際に保護を行った84名の詳細に関する資料を提示している。また、発見数と保護数との差は「誤認又は病気貧困等に由ったもので、単に慰藉訓戒或は小額の保護金恵与に過ぎず記録に存してありません」(原1922a : 73)と述べている。つまり1914年以降1922年までに原が保護した被虐待児は13名であったことがわかる。原は同稿において、自らの事業の経過を報告するとともに、救世軍が児童虐待防止事業を開始したことを広く世間に知らせ「心の事業」(原1922a : 79)として「拡大普及を希望」(原1922a : 79)する旨を論じたのである。

また、原(1922b)は、廓清会における1922年8月18日の原の講演の要旨であり、その構成はⅠ)前科十五犯の兇賊大和小僧も虐待児の一人、Ⅱ)余が此事業を試みた動機、虎に噛まれた少年⁴⁾、Ⅲ)全市選抜最優良生の一人も救はれた虐待児、Ⅳ)救世軍に似合しい社会事業である。この講演を行う契機となったのは救世軍が児童虐待防止部を開設したことであり、原は救世軍の「児童虐待防止運動の如きも必ずや着々と其の効果を奏せらるゝこと、確信する。そこで皆様と此尊ひ運動を助くるために、通知の労を執って下さい」(原1922b : 36)と聴衆に訴えたのである。

(2)「被虐待児の保護に就て」(原1926)

『社会事業』第9巻第12号(1926年3月号)には、「児童保護号」として渋沢栄一、原泰一、小沢一、生江孝之、倉橋惣三、留岡幸助ら20名の論考とともに、原(1926)が掲載されている。原は同稿において、1909年以降の被虐待児保護の事例を論じ、児童虐待防止「事業の発達は、必ず、一面児童虐待禁止の法律制定と相俟つ可きものであるから、政府当局に於ては、一日も早く此人道上、社会政策上、無視する事の出来ぬ事実の頻出に鑑みて、児童虐待防止法を制定せられむ事を望む」

(原1926 : 65)と述べた。

原が児童虐待防止法の制定を望んでいた背景について、内務省社会局保護課長藤野恵(日本感化教育会1933a : 9)が、1933年9月30日に開催された児童擁護協会主催の「児童を護る座談会」において、次のように述べている。

原胤昭先生の如き、早くからこのことに手をお染めになったのであります。けれども、当時の事情といたしましては、私共の承って居りますところでは、実際親権者が児童を虐待致します場合、親権者は民法の定めるところに依りまして、その児童を監護教育するところの義務を持ってゐるといふところから、どんなに酷い懲らしめをいたしましても、鞭打ちましても、これは子供のしつけのためだといふことになれば、社会事業家などの方で、その子供を引取って世話をするとか、或は適当なところへ連れ出すといふやうなことは出来なかつた、そこでこれはどうしても法律に依らなければならぬといふことを原先生なども早くから御唱へになつて居られたやうでございますがさう云つたやうなことが社会事業家一般の世論ともなりその世論が結晶して、丁度昭和六年の十月でございましたが、社会事業調査会が内務省に置かれました際児童虐待防止に関する法律の要綱が一応定まつたやうなわけでありませう。

ここで藤野が論じているように、原の児童虐待防止事業も、救世軍の同事業もともに児童虐待防止に関する法規がないという制約により、虐待行為と思われるような暴力であっても、親の躰あるいは親権の行使だと反論され、被虐待児の保護を積極的に続けていくことができなかつた。それゆえ、原は被虐待児を保護するための法的根拠や保護を実施していく体制作りが不可欠であることを中央社会事業協会や内務省等に提言していたのである。

4) 原(1922b : 35)及び原(1926 : 62)によると、原は被虐待児Aを保護する直前の1909年の春に、ある子どもが折檻を受けた後に興行の虎の檻に入れられ、瀕死の重傷を負つたという新聞記事に大変心を痛め、事件に関し神田警察署を通じて所轄署へ照会をしていた。その回答を得た際に、原は神田署から今後同様の虐待事件があつた場合に被害児を保護してもらえないかと依頼された。この事件を契機として被虐待児の保護を開始することになったため、原は児童虐待防止事業を開始した動機と称しているのである。

(3) 「被虐待児に就て」(原1931) 及び「惨虐の
 笞より幼児を抱きて」(原1933a)

原(1931)は日本児童学会総会における講演内容である。同講演において、原は自らが実施した被虐待児保護に基づく体験談を語り、かつての被虐待児2名の近況、保護から22年後の追跡調査の結果を報告した。原(1931:87)はその2名に関して「片一方の方は家庭の間で学校を卒業するまで育ち、片一方は養育院のやうな所で育てられたのでありますが、この二人を比較しまして私は家庭的に暖かく育てた方」がよいのではないかと述べている。前者はしばらく原家で養育されていたが、「田舎へ里子同様にして預って貰った」(原1931:86)のである。原は家庭に帰すことができない子どもの養育を施設に委託するだけでなく、里親へも委託していたのである。さらに、講演の結びにあたり、原(1931:87)は「子供はどうしても十七、八歳の間に於ける何となく暖かい愛の力によって育てると云ふことが最も必要なことではなからうかと考へます」と論じた。

そして、1933年4月1日に児童虐待防止法が公布され、10月1日より施行された。同法の公布・施行に関連して、『社会事業』の1933年9月号に原(1933a)が掲載され、さらに『社会福利』1933年9月号にも「被虐待児保護の体験」(原1933b)が載っているが、ここでは原(1933a)のみを取り上げる。原(1933a)において、原は5つの事例を紹介して児童虐待防止事業創始の苦心を語り、自身の被虐待児保護に基づく考察を述べている。

まず原(1933a:33)は、児童虐待防止事業の「難関」すなわち被虐待児保護で最も困難であったことについて次のように述べている。

この話を聞いて私は一刻も猶予出来ないと決心した。然し、いざとなつて見るとどうして家に入らう、どんな風に話しを仕様かきかけが無い。始めての事でその家の前に立ったもののに困った。これは後々に到つてもいつも事件に打つかる度に一番困る事で、又この事業の難関でもある。

このように、他人の家に立ち入る権限や法的な根拠も有していなかった原にとって、被害児宅に介入することが最大の難関であり、また原の児童

虐待防止事業の限界はここにあった。

原(1933a:35)は保護した被虐待児のその後の様子を次のように記している。

私の子供と年頃も同じであつたので家族の一員として育てた事も原因でもあらうが無邪気な純情な子供となつた。知能もさう悪くはない。現齡三十歳で商店員として立派に働いて居る。その加害者母親は、懲役三年の刑を受けた。父母共に現在して居る事と思ふが、行方不明である。又当人の意志としても探したくない様子なので、そのままに致してある。此の事件の特異性は、母親が外部的に見た所ではこの様な変態的残虐性を持って居る様にも見えない事であつた。

原は、被虐待児を保護して家族の一員として育てたことの意義、保護した被虐待児が原の家族とともに過ごすことで心身の傷は癒されていったこと、成人となつた後の元被虐待児と親との関係等を指摘している。

また原(1933a:42)はこの論考の結びにあつて次のように論じている。

総べての保護事業をするものは、机の上の御説教、理想、理屈なぞ、何萬編しても何んの効果も得ない。実地に手を取つて導いてやらなければならない。併して最後迄してやる事である。道を作つてやったからいいで、途中で投げ出すなら、初めからしない方が当人の為にもなる。私は生命のある限り、いつ迄も、遠くは手紙に訪問に良き相談相手たり得るやう、努力して居る次第である。

これが保護事業の理論を否定する原の理論であつた。原は生涯をかけて携わつた諸事業において、被保護者の相談相手としてともに人生を歩み、その人の生涯を通して関わりを続けたのである。ゆえに、原の児童保護活動も監獄改良を目的とする諸事業の一環として、そして児童虐待防止事業は児童保護活動の一環として行われたのである。

4. 1933年の児童虐待防止法と児童擁護協会

(1) 1933年の児童虐待防止法

1933年10月1日に児童虐待防止法が施行された。児童虐待防止法の第一条は「本法ニ於テ児童ト称スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ」である。児童虐待防止法第二条は「児童ヲ保護スヘキ責任アル者児童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ触レ又ハ触ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得」で始まり、「児童を保護すべき責任のある者」による虐待から児童を保護することが可能となった。この場合の保護処分には3種類あって、保護者に対する訓戒、保護者に対し条件を付して児童の監護をさせること、及び、児童を引き取り、その親族、私人の家庭、または適当な施設に委託することとされた。

加えて、児童虐待防止法第七条第二項の規定により制限されるべき行為及び業務の種類として、内務省令（昭和八年八月二日公布内務省令第二十一号）で定められたのは、「一、不具畸形ヲ観覽ニ供スル行為 二、乞食 三、軽業、曲馬其ノ他危険ナル業務ニシテ公衆ノ娯楽ヲ目的トスルモノ 四、戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販売スル業務 五、戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊芸其ノ他ノ演技ヲ行フ業務 六、芸妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務」であった。

被虐待児の発見に関する内務省社会局社会部長通牒は1933年8月2日に出され、それには「不遇児童ノ発見ハ警察署長、市町村長ヲシテ之ニ当ラシムルノ他方面委員、学校職員等広ク各方面ノ協力ヲ求メラレタキコト」と記された。被虐待児の発見には一般の援助も求められていたのである。

また、内務省社会局保護課の杉田三朗（1933：44）は「児童虐待防止法に関する質疑応答」において、「問 児童『虐待』の意義に付具体的に御説明を乞ふ」に対して、「答 本法に所謂虐待とは『精神又は身体に対し積極的なる消極的なるを問はず不当不正に危害又は苦痛を与ふる所為』を謂ふ」と述べている。したがって、1933年の児童虐待防止法で保護の対象となったのは14歳未満で「精神又は身体に対し積極的なる消極的なるを問はず不当不正に危害又は苦痛を与ふる

所為」を受けた者であり、さらに、同法の第七条により「一、不具畸形ヲ観覽ニ供スル行為 二、乞食 三、軽業、曲馬其ノ他危険ナル業務ニシテ公衆ノ娯楽ヲ目的トスルモノ 四、戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販売スル業務 五、戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊芸其ノ他ノ演技ヲ行フ業務 六、芸妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務」に14歳未満の「児童ヲ用フルコトヲ禁止又ハ制限」されたのである。

(2) 児童擁護協会

1933年5月1日に児童擁護協会が東京に設立された。『児童保護』第3巻第8号48頁には、「不遇児童を監察養護するには、その機関の設置を必要とする。児童擁護協会はこのために設けられた」、児童擁護協会会則の第四条は「本会ノ事業概目左ノ如シ 一、不遇児童ノ調査 二、不遇児童ノ養育 三、不遇児童ノ監察 四、不遇児童擁護ニ関スル思想ノ普及 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルタメニ必要ナル諸事業」と記されている。

児童擁護協会は事務所及び児童の保護所を東京市神田区須田町二丁目七番地に置いたが、そこはかつて原胤昭が保護所として使用していた建物であった。東京府の場合、児童虐待を発見した者は直接児童擁護協会へ通報することになった。通報があり次第、協会の職員と警察が協力して調査に当たり、府の社会課で処置を検討し、保護を開始する。保護した子どもは協会の保護所で一時保護され、事情によっては里親となることを承諾した一般家庭や育児施設に養育を委託した。なお当時の児童擁護協会は被虐待児の養育を委託する家庭を「児童受託家庭」、委託する施設を「育児事業団体」と称していた（高島1933：124）。

原泰一（日本感化教育会1933b：17-18）は児童擁護協会について次のように述べている。

東京といたしましては、先日、府の社会課の方、市のその方面に関係のあられる方、それから警視庁の方に、児童擁護協会主催の下に、お寄りをいただいて、色々やり方について打合せをいたしました。（中略）児童擁護協会としては、会員の中に維持会員といふものを認めて、これを二つに分け、一方を金を出す会員、他の一方を労力奉仕の会員といふ

ことにいたして居ります。それで、東京市の全部の方面委員、社会事業家、小学校の校長さんそれから児童の保護者、かういふ人を全部奉仕会員といたしましてさういふ気の毒な事実と直面されたら直ぐに知らせていただく、これも大分問題になりましたが、結局児童擁護協会の本部へ知らせて貰ふのが一番手取り早いといふことに定まりました。そこへ電話をかければ、電話と同時にその職員がとんで行って警察と協力して被虐待児童の調査をする、さうして警察署長を経て直に申告する、申告したら府の社会課では直にこれを処置する、その処置に基いて、今度は保護を開始するといふ順序になるわけです。収容保護についても色々意見がでしたが、児童擁護協会では、ただ無暗にさういった子供を収容してこれをいつまでも世話するといふことをせずに、さういふ子供を世話してやって宜いといふ家庭を前もって見つけて置いて、事情に応じて、これを委託して行く建前になって居るのですが、要点は、発見したならば、直ぐに知らせて貰はなければならぬ、そこで、東京市民によくその宛名を覚えてゐて貰ひ、そして若し手紙を書く時に切手が貼れないやうな方は郵税先払にしてもよい位に便利にして、なるべく早くその方に手の廻るやうにといふことに諒解を得たのです。それで、二十何年来児童虐待防止のために原老人が働いて参りました場所（神田区須田町二ノ七）を児童擁護協会で一部引継ぎまして、そこへ子供を収容することにして、既に何人かの職員が、詰めかけてゐるわけでございます。

児童擁護協会は公費の補助、会員の醸出金、篤志寄付金により事業を運営した。しかも被虐待児保護の際に保護者が子供を渡さないと主張した場合、協会の職員は警察と連携し、強制執行法を適用して強制的に保護を実施したのである（日本感化教育会1933b：18）。児童擁護協会の役員は、会長に穂積重遠、副会長に前田多門と丹羽七郎（内務省社会局長官、1934年より内務次官）、理事長に富田愛次郎（内務省社会局社会部長）、総務理事原泰一、理事に藤野恵や倉橋惣三ら7名、及び監事に大久保利武ら3名であった。児童擁護協会

の役員の中に、原の児童虐待防止事業を支援していた人々が少なくなく、同協会の実務は原の被虐待児保護の経験の土台として行われていたことが窺える。

児童擁護協会の昭和八年度事業計画によると、調査及び宣伝（講習会の開催、パンフレットの作成頒布、児童虐待防止に関する思想と事業の宣伝）、連絡事業（会報の発行、各府県支部との連絡、委託家庭や保護員の指導）、不遇児童の発見・調査・保護、委託家庭の募集・調査・指導、家庭保護、収容保護（協会に一時保護所を設置）を行うと同時に、各地で協会主催の講演会を開催し、児童虐待防止に関する啓発事業を行った（高島1933：124-126）。また、児童擁護協会の宣伝活動の一環として、同協会主催の「児童を護る座談会」（1933年9月30日）や「児童虐待防止法実施満一週年記念座談会」（1934年10月1日）が開催され、原胤昭も出席して発言を行っている。

おわりに

原が児童虐待防止事業を開始した1909年の論考に基づき、彼の問題意識を再確認する。原は「不良少年とか犯罪の分子とか口癖のように嘯される者の境遇を改良し若くは危地より救ひ出したい」（原1909a：45）と願い、「あはれなる児童を救助」（原1909b：94）するために、「東京府管内に児童虐待事故があったならば、お知らせ願ひたい」（原1909b：94）と訴えている。加えて、最初に保護したAの場合、原は1909年6月22日の朝、新聞を読んでその事件を知り、すぐに所轄の警察署を訪れ、署長と話をした上で、午前10時にはAの自宅を訪問している。このような原の機敏な対応はAを一刻も早く保護したいと考えたからに他ならず、そして何より「被害児童は極点の苦痛を受けねば救助さるゝ道なしと云ふ有様」（原1909c：76）は原にとって耐え難いことであった。ゆえに、原は酷い虐待を受けている子どもがいるという事実を看過できなかったため児童虐待防止事業を開始したと考えられる。

1922年以降に書かれた論考においても、「私が先年児童虐待防止の運動を起すに至ったのは、一人の少年が香具師に虐待せられたのみならず、観

覧物の虎に噛まれた悲惨事を見て非常に同情愛憐の心を起したからである」(原1922b : 35)と述べているように、被虐待児を気の毒に思ったことが児童虐待防止事業を開始した動機であった。さらに原(1926 : 66)は「政府当局の方々と、同胞諸君に訴へる。『たとひ、小さくとも、一つの尊い人格を持った而かも将来の我国を継ぐ可き此児童等を、いはれなき虐待の魔手から救ふために骨折って下さい』」と論じている。

ゆえに、原の児童虐待防止事業とは、子どもを「暖かい愛の力によって育てると云ふことが最も必要」(原1931 : 87)という考えに基づき、被虐待児の養育環境を改善するための事業であった。原が監獄改良を目的とする諸事業に献身し、児童保護にも携わったのは、保護を必要とする人々に対する同情⁵⁾に基づくものであり、単に犯罪者や犯罪自体を減少させるために諸事業を行ったのではない。

また、被虐待児を保護するには、当該家庭を訪問して当事者から事情を聞き、親権者、警察、裁判所及び行政と話し合せて合意を得る必要があった。被害児宅を訪問することその介入自体が容易ではなかった。無事に子どもを保護したとしても、被害児は重傷を負い、重篤な病気に罹患していることが少なくなく、裁判所の嘱託医の鑑定診察を受けさせ、行政と話し合い官費の支給を受けて病院に入院させるなど、心身ともに衰弱した被虐待児を回復させることは非常に困難なことであった。それゆえ個々の被虐待児に対する強い共感と真の愛情がなければ、児童虐待防止事業を実施していくことはできなかつたはずである。

そして、原が雑誌や講演で児童保護の体験を語り、児童虐待防止事業の必要性と子どもを愛情深く育てるべきであると訴えていったことが、1922年に開始された救世軍の児童虐待防止事業へと引き継がれ、33年の児童虐待防止法制定へ向けて世論を導いていった。加えて、原の児童虐待防止事

業が基礎となって児童擁護協会が設立され、法的な根拠の下に被虐待児の保護が行われることになった。原の児童虐待防止事業は、法的な裏付けが無く、その活動には限界が存在したが、被虐待児を保護したこと自体に意義があっただけでなく、我が国における被虐待児保護の取組の礎となったのである。

【文献】

- 船越麻子(1995)「原胤昭の被虐待児保護事業とその意義」『大阪府立大学大学院福祉研究』2、41-54
- 船越麻子(1996)「解説」若木雅夫(1951)『伝記叢書231 更生保護の父原胤昭』大空社、解説1-5
- 原胤昭(1892)「孤児育養一斑」『基督教新聞』469、6-7
- 原胤昭(1909a)「児童虐待防止事業」『慈善』1(2)、69-76
- 原胤昭(1909b)「幼児虐待防止事業を企つ」『婦人世界』4(9)、87-94
- 原胤昭(1909c)「幼児虐待防止事業を企つ」『監獄協会雑誌』22(8)、45-47
- 原胤昭(1909d)『母と子—何うしたら子供はよく養われるのか』博文館
- 原胤昭(1910)「東京出獄人保護事業第十三年報」『監獄協会雑誌』23(1)、61-62
- 原胤昭(1911)「東京出獄人保護事業第十四年報」『監獄協会雑誌』24(1)、47-48
- 原胤昭(1912a)「東京出獄人保護事業第十五年報」『監獄協会雑誌』25(2)、76-77
- 原胤昭(1912b)「余が免囚保護の実験」『人道』82、6-7
- 原胤昭(1913)「出獄人保護事業成績」『法律新聞』836、17
- 原胤昭(1914)「原氏主管出獄人保護現況」『法律新聞』914、17
- 原胤昭(1922a)「児童虐待事業最初の試み」『社会事業』6(5)、72-79

5) 監獄改良を目的とする諸事業に携わる原の想いは「同情」という言葉に集約することができるが、それは受刑者や刑余者(保護を必要とする人々)を憐れむことではなく、「彼等の困厄の日に方りて同情す、故に復彼等と喜楽の日に同情せん事を希ふ、之を希ふが故に、吾人は彼等の心霊を怨悪の束縛より放ち、迷妄を晴らし、其徳を建て、其人物を改良し、真正幸福の域に、彼等を進めんと欲して止まず」(『教誨叢書』第15輯1893年3月2頁)、すなわち受刑者や刑余者を更生に導き、真に幸福な人生を歩む彼等の「喜楽の日」を共に喜ぶことを目的としている。

- 原胤昭 (1922b) 「児童虐待事業最初の試み」『廓清』12 (10)、34-37
- 原胤昭 (1926) 「被虐待児の保護に就て」『社会事業』9 (12)、62-66
- 原胤昭 (1931) 「被虐待児童に就て」『児童研究』35 (4)、82-87
- 原胤昭 (1933a) 「惨虐の咎より幼児を抱きて一被虐待児保護事業創始の苦心を語る」『社会事業』17 (6)、31-42
- 原胤昭 (1933b) 「被虐待児の体験」『社会福利』17 (9)、81-87
- 池田由子・矢花美美子 (2002) 「わが国における児童虐待防止運動の歴史—とくに明治時代における原胤昭の業績を中心として」『東洋大学発達臨床研究紀要』2、46-59
- 池田由子 (2002) 「免囚保護と児童虐待防止運動の先駆者・原胤昭の業績」『更生保護』53 (8)、24-27
- 児童擁護協会 (1934) 『児童虐待防止法の話』児童擁護協会
- 片岡優子 (2008) 「岡山孤児院東京地方委員としての原胤昭の活動—原胤昭と石井十次の出会いから1899年までを中心として」『関西学院大学社会学部紀要』105、157-171
- 日本感化教育会 (1933a) 「児童を護る座談会 その一」『児童保護』3 (11)、9-17
- 日本感化教育会 (1933b) 「児童を護る座談会 その二」『児童保護』3 (12)、14-21
- 日本感化教育会 (1934a) 「児童を護る座談会 その三」『児童保護』4 (1)、16-26
- 日本感化教育会 (1934b) 「児童虐待防止法実施満一週年記念座談会」『児童保護』4 (11)、8-17
- 日本感化教育会 (1934c) 「児童虐待防止法実施満一週年記念座談会 (二)」『児童保護』4 (12)、26-35
- 日本感化教育会 (1935) 「児童虐待防止法実施満一週年記念座談会 (三)」『児童保護』5 (1)、10-21
- 新妻一郎 (1933) 「児童虐待防止法の要旨 (一)」『児童保護』3 (6)、12-15
- 齋藤薫 (1994) 「『児童虐待防止協会』と原胤昭」『舞舞』15、4-13
- 下西さや子 (2005) 「明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想」『社会福祉学』46 (1)、3-15
- 下西さや子 (2006) 「被虐待児へのエンパワーメント・アプローチ—子どもとリジリアンスの視点から」『社会福祉学』47 (1)、18-31
- 杉田三朗 (1933) 「児童虐待防止法に関する質疑応答」『児童保護』3 (9)、414-418
- 炭谷茂・齋藤薫 (1994) 「児童虐待の実態と政策—歴史的・国際的比較分析から」『社会福祉研究』59、17-24
- 高島巖 (1933) 「児童虐待防止法と児童養護協会の活動」『社会事業研究』21 (12)、117-129
- 山室民子 (1933) 「児童虐待防止事業と救世軍」『人道』復刊1 (5)、3-4

Taneaki Hara's Career and Achievements :

Focusing on his achievements in child abuse prevention

Yuko KATAOKA *

ABSTRACT

Taneaki Hara was the pioneer of prison reform and rehabilitation of ex-convicts in Japan. The purpose of this study is to clarify his achievements in child abuse prevention, and the significance and the influence of his activities on future generations.

Hara was interested about child-rearing since he worked as a prison chaplain. He contributed the article to "KIRISTOKYO SHIMBUN" in 1892 and emphasized the importance of rearing orphans, and equally pointed out the need for adequate child-rearing in mainstream families.

The event that led to Hara's engagement in child protection was when he was appointed as the Tokyo District Committee Member of the Okayama Orphanage in 1899. Hara initially got involved in child abuse prevention activities in 1909. The reason why he got started child abuse prevention activities was marked by one day when he was unable to overlook a newspaper article on child abuse. Moreover, he noticed the fact that there were a significant number of prisoners who had been ill-treated as children.

Hara shared his works on child abuse protection in magazines and through lectures. His work led to the establishment of Child Abuse Prevention Law of 1933 which Hara appealed for necessity of child abuse prevention and the maintenance of the law. Hara's child abuse prevention activities led him to be remembered as the pioneer of the protecting child abuse and neglect in Japan.

Key Words : Taneaki Hara, Child abuse prevention activities, Child welfare

* Doctoral Candidate Fellow, Graduate School of Kwasei Gakuin University